

# しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会

ニュース第8号 2022年9月

署名の到達は  
8,688筆に

## 9月26日・最終弁論

## → 年内に判決!



- **第14回期日〔福島地方裁判所〕**  
9月26日(月) 午前11:40～  
※傍聴の方は 11:20 一階ロビー集合
- **報告集会** 12:00～ 福島県教育会館



前回の傍聴者は50名

# 裁判の争点整理

5月31日の裁判では、原告2名と被告3名に対する証人尋問が5時間にわたって行われました。傍聴は26席に限定される中、支援する会から50名が交替で参加しました。

「和解」は成立せず

その後、裁判官からの提案で7月1日と27日の2回「和解」協議が持たれましたが、職場復帰なし・金銭解決だけの和解に原告は応じられないと判断しました。

「判決」で明確にする

9月26日の最終弁論を経て、いよいよ「判決」を迎えます。被告の責任を明確にすることが出来ます。

主要な争点	原告Kさん	原告Sさん
① 原告2名に対する管理職3名の不法行為責任（パワハラ）、および法人の使用者責任を明らかにする。	・全部で20件中、原告2名に共通は8件。 + Kさんに関わるのは8件。	・全部で20件中、原告2名に共通は8件。 + Sさんに関わるのは4件。
② 裁判でも、労基署の労災決定と同様に、原告2名の病気が職場のパワハラが原因（業務起因性）と認定させる。	・原告2名はすでに労基署から労災認定を受けている。にもかかわらず、法人は不当にも原告の病気を「業務によるものでない」と否定している。 ・裁判では、この点がどう判断されるのか。	
③ 原告2名の退職は無効であり、雇用関係が存在することの確認を求める。	・労災休業中の休職期間満了退職強行は、労基法違反で無効。	・退職届の撤回は有効であり、職員としての地位があると確認する。
④ パワハラによる心身の苦痛と休業を余儀なくされたことに対する損害賠償を求める。	・休業損害 790万円 ・慰謝料 300万円 ・弁護士費用 109万円	・休業損害 966万円 ・慰謝料 300万円 ・弁護士費用 126万円